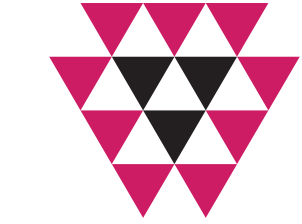
証券コード：2178



Tri-Stage

株式会社トライステージ

第９期

定時株主総会
招集ご通知

日時　平成27年５月27日（水曜日）
午前10時

場所　東京都港区芝公園一丁目５番10号
芝パークホテル
別館 ２階 ローズルーム

目 次

第９期定時株主総会招集ご通知 **3**

事業報告 **5**
1．企業集団の現況 5
2．会社の現況 13
⑴株式の状況 13
⑵新株予約権等の状況 14
⑶会社役員の状況 15
⑷会計監査人の状況 18
⑸業務の適正を確保するための体制 19
⑹会社の支配に関する基本方針 22

連結計算書類 **29**
連結貸借対照表 29
連結損益計算書 30
連結株主資本等変動計算書 31

計算書類 **32**
貸借対照表 32
損益計算書 33
株主資本等変動計算書 34

監査報告書 **35**
連結計算書類に係る会計監査報告 35
計算書類に係る会計監査報告 36
監査役会の監査報告 37

参考書類 **38**
＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞
第１号議案　剰余金処分の件 38
第２号議案　取締役８名選任の件 39
第３号議案　監査役１名選任の件 43
第４号議案　役員賞与支給の件 44
第５号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件... 44

＜株主提案（第６号議案、第７号議案及び第８号議案）＞
第６号議案　取締役１名選任の件 …… 51
第７号議案　貴社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件 …… 53
第８号議案　剰余金処分の件 …… 54
第９期定時株主総会会場ご案内略図 …… **末尾**

《事業説明会及び株主懇親会開催見送りについて》

昨年度まで実施してまいりました、定時株主総会終了後の事業説明会及び株主懇親会は開催を見送らせていただきます。予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

証券コード 2178
平成27年５月７日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目２番20号
株式会社トライステージ
代表取締役会長　丸田　昭雄

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第９期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、委任状又は書面によって議決権を行使することができます。当社としては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、同封の「第９期定時株主総会における議決権の代理行使についてのお願い」をご確認いただき、同書裏面の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」及び後記38頁から54頁の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の委任状用紙に賛否をご記入いただき、議決権行使書とともに返信用封筒にて平成27年５月26日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年５月27日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区芝公園一丁目５番10号
芝パークホテル　別館　２階　ローズルーム
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項
１.第９期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２.第９期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与支給の件
第５号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
＜株主提案（第６号議案、第７号議案及び第８号議案）＞
第６号議案　取締役１名選任の件
第７号議案　貴社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件
第８号議案　剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項
（1）議案に対して賛否の記載がない場合
委任状又は議決権行使書による議決権行使の際に議案の賛否欄に記載がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
（2）インターネット開示
連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表については、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tri-stage.jp/）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
したがって、本招集ご通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（3）代理人による議決権行使
代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（株主様が署名又は記名押印した委任状）のご提出が必要となります。
（4）議決権の不統一行使
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

5. 議決権行使にあたってのご注意

（1）本総会に来場されない株主様におかれては、委任状による議決権行使をお願いしております。つきましては、同封の委任状に議案に対する賛否をご表示いただき、捺印又はご署名いただいた上、議決権行使書を同封して、同封の返信用封筒にてご返送ください。
また、委任状ではなく議決権行使書にて議決権行使することをご希望の株主様におかれては、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただいた上、ご返送ください。
委任状及び議決権行使書とも、平成27年５月26日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。
なお、委任状と議決権行使書の双方とも返送された場合には、委任状を有効なものとして取り扱わせていただきます。
（2）株主提案につきましては、いずれも当社取締役会は反対しております。
株主提案に係る第６号議案から第８号議案につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印で表示いただきますようお願いいたします。また、株主提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示ください。

(第２号議案及び第６号議案の議決権行使に関する注意事項)
（3）第２号議案及び第６号議案はいずれも取締役選任議案であるところ、当社定款は「当会社の取締役は、８名以内とする」と定めております。
会社提案に係る第２号議案では取締役８名の選任を、株主提案に係る第６号議案では取締役１名の選任を提案しており、双方の議案の全ての候補者が選任されると、定款に定める取締役の定員枠を超えてしまいます。そのため、会社提案に係る第２号議案は、株主提案に係る第６号議案と一部両立しない関係となっております。
つきましては、取締役選任議案につき議決権を行使される場合には、「会社提案に賛成する」又は「会社提案の候補者と株主提案の候補者の中から、８名以内の候補者を選んで賛成する」などの方法により、賛否の意思をお示しください。
各議案で合わせて８名を超える候補者に賛成の記載がされた場合には、第２号議案及び第６号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱うことになりますので、ご注意ください。

(第１号議案と第８号議案の議決権行使に関する注意事項)
（4）第１号議案及び第８号議案はいずれも剰余金処分議案であるところ、会社提案に係る第１号議案と株主提案に係る第８号議案は両立しない関係となっております。
つきましては、剰余金処分議案につき議決権行使される場合には、会社提案に係る第１号議案又は株主提案に係る第８号議案のいずれか一方の「賛」に○印で表示いただき、双方に賛成されることのないようにご注意ください。
第１号議案及び第８号議案の双方に賛成された場合には、第１号議案及び第８号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱うことになりますので、ご注意ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tri-stage.jp/）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 (平成26年３月１日から平成27年２月28日まで)

１. 企業集団の現況

(１)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景として緩やかな回復基調にありましたが、個人消費は、消費者マインドに弱さが見られる中で、底堅い動きとなっておりました。一方、当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着とともに拡大基調が続いております。

このような環境の下、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対してバリューチェーンの各局面で最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、中期的な成長戦略として位置付けた「WEBビジネスの推進」、「CRMビジネスの推進」、「国際ビジネスの推進」を推し進めるべく、社内体制を整えるとともに、外部との連携を含めた基盤づくりに取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は32,185,232千円（前期比10.7％減）、売上総利益は3,192,571千円（前期比10.4％増）となりました。販売費及び一般管理費は、2,273,144千円（前期比7.4％増）となり、営業利益は919,426千円（前期比18.6％増）、経常利益は931,567千円（前期比19.8％増）、当期純利益は533,380千円（前期比42.3％増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(ⅰ)ダイレクトマーケティング支援事業

ダイレクトマーケティング支援事業については、「既存事業の再成長」を重点施策に置き、営業力強化、商品力強化、コスト適正化に取り組みました。特に、営業力強化における営業プロセス管理や、コスト適正化におけるメディア枠の仕入量適正化及び販売価格の安定化が奏功し、売上総利益及び売上総利益率ともに大幅に改善いたしました。

WEBビジネスについては、４月よりテレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算配分を最適化するサービスを開始いたしました。昨年６月に設立した株式会社トライズデジタルベースは、４月に合弁相手先と業務提携契約を締結したうえで解散いたしました。

国際ビジネスについては、ベトナム、台湾、マレーシア、タイに続き、３月よりシンガポールにて日本企業の通販支援を開始し、11月にはマレーシアにて新たに現地企業の通販支援を開始する等、各国の状況に合わせたマルチチャネル型の販売支援強化に取り組んでおります。また、12月にはタイで合弁会社を設立し、アジアでの通販支援事業を本格的に展開する足掛かりとなる拠点を作りました。

販売費及び一般管理費は、本社移転に伴い地代家賃及び減価償却費が増加いたしました。また、第１四半期連結会計期間に消耗品費等の一時的な費用が発生いたしました。しかし、全社的な販売費及び一般管理費の削減への取り組み及び貸倒懸念債権の回収等により、営業利益及び営業利益率は改善いたしました。

この結果、売上高は24,667,697千円（前期比12.7%減）、営業利益は978,168千円（前期比22.9%増）となりました。

(ⅱ)ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、顧客企業からの受注が好調に推移いたしました。しかしながら、仕入単価の上昇に伴う価格転嫁が一部できなかったことにより売上総利益率が悪化いたしました。

この結果、売上高は7,550,124千円（前期比3.0%減）、営業損失は58,712千円（前期は20,413千円の損失）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額(リース資産を含む)は44,615千円であります。その主なものはサーバー・パソコン等及びソフトウエアの取得によるものであります。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

⑤対処すべき課題

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、その伸長率は鈍化傾向となっております。特に、テレビ通販市場は、今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。

このような環境下、当社グループは、次期からスタートする中期経営計画において、3か年ビジョンとして「ダイレクトマーケティングにおけるTV広告のさらなる革新」、「TVとWEBのシームレス化を見据えた独自のWEB広告の実現」、「海外事業の革新的なビジネスモデルでの展開」を掲げ、既存事業、WEB事業、海外事業及びダイレクトメール発送代行事業を中核事業と位置付け、その事業拡大を目指してまいります。

(ⅰ)既存事業

当事業年度においては、当社グループの既存の強みであるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業において、新規顧客の開拓及び顧客企業別の最適な対応、営業プロセスの管理によって営業力強化を推進し、大幅な収益率の改善を実現いたしました。次期以降においては、新業種クライアントの開拓及び販売効果の高い自社通販番組を実施し、事業拡大を図ってまいります。また、放送枠効果実績に基づいた仕入・枠提案を行い、クライアントの広告効果向上により、当社の売上及び利益の増加を図ってまいります。

(ⅱ)WEB事業

メディア環境の急速な発達及び多様化に伴い、PC、スマートフォン等のモバイル端末、タブレット端末等の各種WEBメディアを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。

当社は、昨年４月より、テレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算を最適化するサービスを開始いたしました。次期以降は、このサービスを利用したWEB広告提案を積極的に実施するとともに、動画広告事業にも参入し、当社が強みとしているテレビ通販支援に匹敵する事業とすべく、業容の拡大を図ってまいります。

(ⅲ)海外事業

わが国のダイレクトマーケティング市場の伸長率は鈍化傾向となっている一方、アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されております。

このような状況を鑑み、当社グループはベトナム、台湾、マレーシア、タイ、シンガポールにて日本企業の通販支援事業に取り組んでまいりました。次期以降は、顧客企業に対して、テレビだけでなく、アウトバウンド、EC、リテールを含めたマルチチャネル型による通販支援事業を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(ⅳ)ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開し、新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注が好調に推移しておりますが、仕入単価の上昇に伴う価格転嫁が一部できなかったことにより売上総利益率が悪化しております。

既存顧客の取扱高拡大と収益率の向上、新規顧客の獲得及び新事業の開発と拡大を基本戦略とし、業容の拡大を図ってまいります。

(2)財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第7期 (平成25年2月期)	第8期 (平成26年2月期)	第9期 (当連結会計年度) (平成27年2月期)
売上高(千円)	33,826,160	36,023,571	**32,185,232**
経常利益(千円)	503,535	777,404	**931,567**
当期純利益(千円)	248,202	374,949	**533,380**
1株当たり当期純利益(円)	33.53	50.36	**71.51**
総資産(千円)	12,325,246	12,741,689	**12,987,102**
純資産(千円)	8,387,515	8,614,747	**8,993,913**
1株当たり純資産額(円)	1,125.49	1,152.13	**1,202.07**

(注)第7期連結会計年度から連結計算書類を作成しているため、第6期(平成24年2月期)以前については記載しておりません。

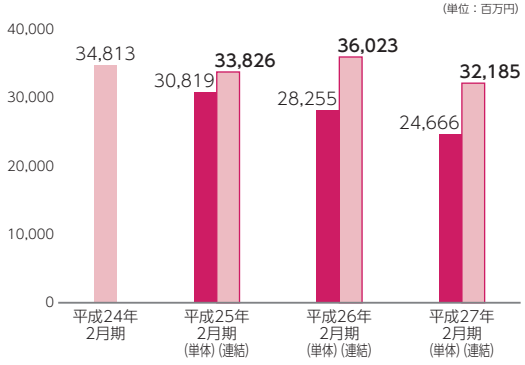
②当社の財産及び損益の状況

区　分	第6期 (平成24年2月期)	第7期 (平成25年2月期)	第8期 (平成26年2月期)	第9期 (当事業年度) (平成27年2月期)
売上高(千円)	34,813,650	30,819,330	28,255,243	**24,666,761**
経常利益(千円)	1,988,691	519,208	834,286	**990,167**
当期純利益(千円)	1,147,712	269,456	425,677	**585,303**
1株当たり当期純利益(円)	153.27	36.40	57.17	**78.48**
総資産(千円)	11,267,258	11,063,938	11,138,087	**11,714,655**
純資産(千円)	8,250,182	8,377,433	8,663,624	**9,105,576**
1株当たり純資産額(円)	1,115.85	1,128.35	1,161.78	**1,218.66**

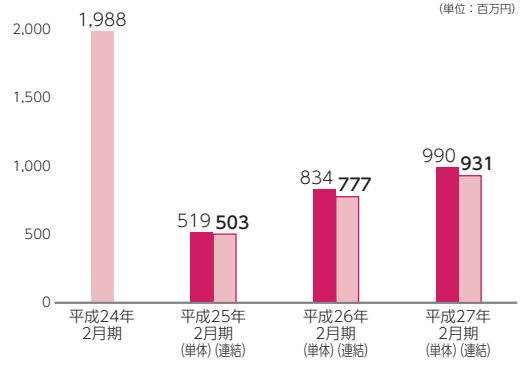
(注)1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

財務ハイライト

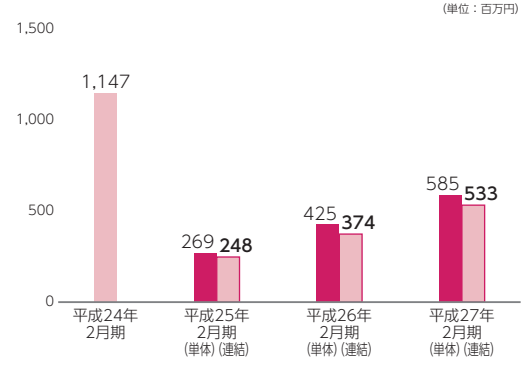
売上高



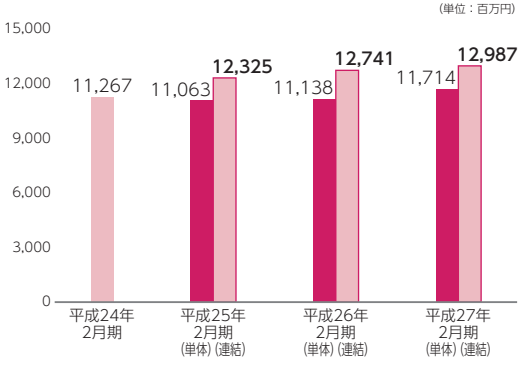
経常利益



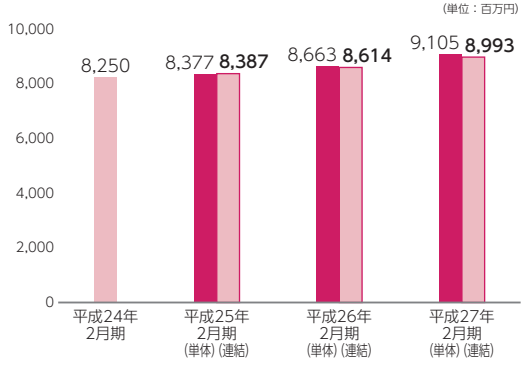
当期純利益



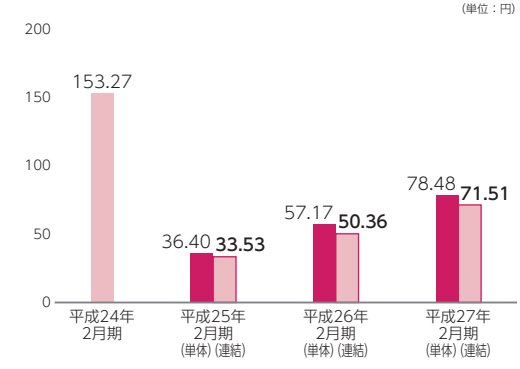
総資産



純資産



1株当たり当期純利益



(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
メールカスタマーセンター株式会社	42,300千円	86.8%	ダイレクトメール発送代行

(4)主要な事業内容 (平成27年２月28日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトマーケティング支援
ダイレクトメール発送代行事業	ダイレクトメール発送代行

(5)主要な拠点等 (平成27年２月28日現在)

①当社

本　社	東京都港区

②子会社

会社名	所在地
メールカスタマーセンター株式会社	東京都港区

(注)株式会社トライズデジタルベースは、当連結会計年度において清算結了しております。

(6)使用人の状況 (平成27年2月28日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング支援事業	134名	1名増
ダイレクトメール発送代行事業	21名	1名減
合　　計	155名	－

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名	5名増	33.4歳	3.7年

(7)主要な借入先の状況 (平成27年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	354,776千円
株式会社みずほ銀行	218,092千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,447千円
株式会社日本政策金融公庫	17,280千円
株式会社商工組合中央金庫	38,950千円

(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1)株式の状況 (平成27年2月28日現在)

①発行可能株式総数 …… 24,000,000株

②発行済株式の総数 …… 7,620,000株

③株主数 …… 4,515名

④大株主

株主名	持株数	持株比率
丸田　昭雄	1,643,100株	21.99%
妹尾　勲	1,068,100株	14.29%
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED (常任代理人　香港上海銀行東京支店)	994,000株	13.30%
リンクアップ株式会社	729,600株	9.76%
MELLON BANK NON-TREATY CLIENTS OMNIBUS (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	695,200株	9.30%
中村　恭平	536,000株	7.17%
小杉　誠	305,200株	4.08%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人　シティバンク銀行株式会社)	174,200株	2.33%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人　野村證券株式会社)	42,800株	0.57%
グローバル・ブレイン株式会社	31,900株	0.42%

(注)1. 当社は、自己株式150,235株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成27年2月28日現在)

該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		平成26年10月14日
新株予約権の数		695個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 69,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 127,100円 (1株当たり 1,271円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 148,800円 (1株当たり 1,488円)
権利行使期間		平成28年10月31日から 平成31年10月30日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 650個 目的となる株式数 65,000株 交付者数 46名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 4,500株 交付者数 10名

(注) 下記①～⑧のいずれかに該当することとなった場合、下記①～⑧記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなす。

① 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合　当該違反の事実が発生した時点
② 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。　地位を喪失した時点
③ 当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合　当社がその旨を決議した時点
④ 新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合　当該事実に該当した時点
⑤ 新株予約権者が死亡した場合　新株予約権者が死亡した時点
⑥ 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合　審判を受けた時点
⑦ 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合　決定を受けた時点
⑧ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3)会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成27年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	丸　田　昭　雄	会社経営全般及び内部監査室 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長
取締役 社長執行役員	妹　尾　　勲	会社経営及び業務執行全般並びに営業統括室及び人事部 管掌
取締役 執行役員	鈴　木　雄太郎	第１営業部、第２営業部、制作部及び営業企画部 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役
取締役 執行役員	野　口　　卓	経営管理部及び総務部 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役 ROSE STAGE CO.,LTD. Director
取締役 執行役員	前　田　充　章	商品企画部、事業戦略部及びメディア部 管掌
取締役	加　島　敏　幸	東西建築サービス株式会社 非常勤監査役
常勤監査役	安　島　和　夫	メールカスタマーセンター株式会社 監査役
監査役	百合本　安　彦	グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役
監査役	藤　井　幹　晴	弁護士

(注) 1. 取締役加島敏幸氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安島和夫氏、百合本安彦氏及び藤井幹晴氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役安島和夫氏は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役百合本安彦氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家として高い見識を有しております。
5. 監査役藤井幹晴氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的見識を有しております。
6. 当社は取締役加島敏幸氏、監査役安島和夫氏及び藤井幹晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （2）	153,712千円 （4,680千円）
監査役 （うち社外監査役）	2名 （2）	11,250千円 （11,250千円）
合計 （うち社外役員）	9名 （4）	164,962千円 （15,930千円）

（注）1. 取締役の報酬額は、平成19年５月25日開催の第１期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成18年３月15日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額47,524千円が含まれております。
4. 監査役百合本安彦氏は無報酬のため、監査役の人数に含めておりません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役加島敏幸氏は、東西建築サービス株式会社の非常勤監査役を兼務しております。なお、東西建築サービス株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役安島和夫氏は、メールカスタマーセンター株式会社の監査役を兼務しております。なお、メールカスタマーセンター株式会社は、当社が株式の86.8%を保有する連結子会社であります。

監査役百合本安彦氏は、グローバル・ブレイン株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、グローバル・ブレイン株式会社は、当社株式を平成27年２月28日現在0.42%保有する株主であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　加島敏幸	当事業年度に開催された取締役会32回のうち32回すべてに出席いたしました。会社の社長などを歴任した経験を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　安島和夫	当事業年度に開催された取締役会32回のうち32回すべてに出席、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っているほか、取締役及び使用人からの報告、聴取、決裁書類その他の重要な書類の閲覧を行い、常勤監査役としての監査機能を果しております。
監査役　百合本安彦	当事業年度に開催された取締役会32回のうち27回、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤井幹晴	当事業年度に開催された取締役会32回のうち29回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役加島敏幸氏、監査役安島和夫氏、百合本安彦氏及び藤井幹晴氏は3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4)会計監査人の状況

①名称　　新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	21,500千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4,930千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,430千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)である財務デューデリジェンス業務に関するアドバイザリー業務に対し4,930千円を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定　平成27年４月13日）

⑴会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号／会社法施行規則第100条第１項第４号）

1. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。
2. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
3. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
4. コンプライアンス規程により社内の不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
5. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、経営管理部を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

⑵会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）

取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

⑶会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

⑷会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）

当社は、毎月１回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

⑸会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号）

当社は、関係会社管理規程を設け、関係会社業務を主管する部門長を定め、関係会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会の事前の承認を得ることを義務付けております。

当社は、当社の執行役員及び子会社から選任された執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社の職務執行状況の報告を受けております。

子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、子会社のリスクの予防・管理の検討を実施しております。

子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備・運用を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

⑹会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第１号／会社法施行規則第100条第３項第２号／会社法施行規則第100条第３項第３号）

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能とするが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

⑺会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号／会社法施行規則第100条第３項第５号）

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。また適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事実の報告を受けております。当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響をおよぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

監査役は当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

⑻会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第６号）

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要でないものを除き請求できる体制を整えております。

⑼その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第７号）

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

(6)会社の支配に関する基本方針

一　基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

二　基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

1　企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部または一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニュー

の提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコールセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コールセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM放送前には、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データも用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

2　企業価値の向上に資する取り組み

当社は、継続的な事業活動及び企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。平成26年３月に見直した中期経営計画では、既存の強みであるテレビメディアを中心としたダイレクトマーケティング支援事業を強化するとともに、新たなビジネスを構築することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりを目指してまいりました。

当期における各事業戦略の推進状況は下記のとおりです。

既存事業においては、当社グループの強みであるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業において、新規顧客の開拓及び顧客企業別の最適な対応、営業プロセスの管理によって営業力強化を推進し、大幅な収益率の改善を実現いたしました。

WEBビジネスにおいては、平成26年４月よりテレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算配分を最適化するサービスを開始いたしました。

国際ビジネスにおいては、ベトナム、台湾、マレーシア、タイに続き、平成26年３月よりシンガポールにて日本企業の通販支援を開始し、同年11月にはマレーシアにて新たに現地企業の通販支援を開始する等、各国の状況に合わせたマルチチャネル型の販売支援強化に取り組んでおります。また、平成26年12月にはタイで合弁会社を設立し、アジアでの通販支援事業を本格的に展開する足掛かりとなる拠点を作りました。

ダイレクトメール発送代行事業においては、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開し、新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注が好調に推移いたしました。

三　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社は、平成25年５月29日開催の第７期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」といいます。）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、または、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為またはこれに類似する行為の一方または双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しよう

とする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」といいます。）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したうえ、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、平成25年５月29日開催の当社第７期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

四　当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑴　買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

⑵　株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成25年５月29日開催の当社第７期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で廃止します。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

⑶　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

⑷　合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑸　デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は１年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年２月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**11,980,959**	**流動負債**	**3,594,802**
現金及び預金	5,243,628	買掛金	2,631,996
受取手形及び売掛金	4,240,171	短期借入金	411,113
有価証券	2,399,775	リース債務	4,049
商品	605	未払法人税等	183,136
仕掛品	2,572	賞与引当金	1,700
貯蔵品	3,680	役員賞与引当金	47,524
繰延税金資産	114,879	その他	315,282
その他	68,431	**固定負債**	**398,387**
貸倒引当金	△92,784	長期借入金	226,432
固定資産	**1,006,142**	リース債務	12,318
有形固定資産	**273,146**	退職給付に係る負債	64,821
建物	194,779	資産除去債務	69,814
工具、器具及び備品	62,734	その他	25,000
車両運搬具	96	**負債合計**	**3,993,189**
リース資産	15,535	純資産の部	
無形固定資産	**345,351**	**株主資本**	**8,979,306**
のれん	295,517	**資本金**	**644,738**
ソフトウエア	49,834	**資本剰余金**	**634,738**
投資その他の資産	**387,644**	**利益剰余金**	**7,848,010**
投資有価証券	7,464	**自己株式**	**△148,181**
差入保証金	346,482	**その他の包括利益累計額**	**△144**
破産更生債権等	47,703	**その他有価証券評価差額金**	**△144**
繰延税金資産	29,859	**新株予約権**	**2,509**
その他	3,923	**少数株主持分**	**12,241**
貸倒引当金	△47,788	**純資産合計**	**8,993,913**
資産合計	**12,987,102**	**負債純資産合計**	**12,987,102**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年３月１日から平成27年２月28日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		**32,185,232**
売上原価		**28,992,661**
売上総利益		**3,192,571**
販売費及び一般管理費		**2,273,144**
営業利益		**919,426**
営業外収益		
受取利息	8,798	
受取配当金	150	
保険返戻金	5,466	
貸倒引当金戻入額	4,520	
その他	1,759	20,695
営業外費用		
支払利息	6,774	
その他	1,779	8,553
経常利益		**931,567**
特別利益		
固定資産売却益	6,439	6,439
特別損失		
固定資産除却損	1,799	1,799
税金等調整前当期純利益		**936,208**
法人税、住民税及び事業税	298,856	
法人税等調整額	102,972	401,829
少数株主損益調整前当期純利益		**534,379**
少数株主利益		**999**
当期純利益		**533,380**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年３月１日から平成27年２月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成26年３月１日残高	**643,642**	**633,642**	**7,463,774**	**△148,133**	**8,592,925**	**△1,283**	**△1,283**	**－**	**23,105**	**8,614,747**
連結会計年度中の変動額										
新株の発行	1,096	1,096			2,192					2,192
剰余金の配当			△149,143		△149,143					△149,143
当期純利益			533,380		533,380					533,380
自己株式の取得				△47	△47					△47
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						1,138	1,138	2,509	△10,863	△7,215
連結会計年度中の変動額合計	**1,096**	**1,096**	**384,236**	**△47**	**386,380**	**1,138**	**1,138**	**2,509**	**△10,863**	**379,165**
平成27年２月28日残高	**644,738**	**634,738**	**7,848,010**	**△148,181**	**8,979,306**	**△144**	**△144**	**2,509**	**12,241**	**8,993,913**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成27年２月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**10,717,135**	**流動負債**	**2,454,734**
現金及び預金	5,113,920	買掛金	1,933,101
売掛金	3,141,637	未払金	104,071
有価証券	2,399,775	未払費用	94,188
商品	605	未払法人税等	182,535
貯蔵品	768	前受金	813
前渡金	3,902	役員賞与引当金	47,524
前払費用	23,751	その他	92,500
繰延税金資産	101,908	**固定負債**	**154,344**
その他	5,908	退職給付引当金	59,529
貸倒引当金	△75,043	資産除去債務	69,814
固定資産	**997,520**	その他	25,000
有形固定資産	**257,194**	**負債合計**	**2,609,078**
建物	194,744	純資産の部	
工具、器具及び備品	62,450	**株主資本**	**9,103,211**
無形固定資産	**49,834**	**資本金**	**644,738**
ソフトウエア	49,834	**資本剰余金**	**634,738**
投資その他の資産	**690,492**	資本準備金	634,738
関係会社株式	407,766	**利益剰余金**	**7,971,915**
差入保証金	252,602	その他利益剰余金	7,971,915
破産更生債権等	32,982	繰越利益剰余金	7,971,915
繰延税金資産	26,396	**自己株式**	**△148,181**
その他	3,812	**評価・換算差額等**	**△144**
貸倒引当金	△33,067	**その他有価証券評価差額金**	**△144**
		新株予約権	**2,509**
		純資産合計	**9,105,576**
資産合計	**11,714,655**	**負債純資産合計**	**11,714,655**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年３月１日から平成27年２月28日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		**24,666,761**
売上原価		**21,765,215**
売上総利益		**2,901,546**
販売費及び一般管理費		**1,920,339**
営業利益		**981,207**
営業外収益		
受取利息	4,240	
有価証券利息	4,497	
その他	1,329	10,067
営業外費用		
支払利息	32	
債権売却損	345	
為替差損	730	1,107
経常利益		**990,167**
特別損失		
固定資産除却損	92	
関係会社清算損	1,714	1,807
税引前当期純利益		**988,360**
法人税、住民税及び事業税	297,508	
法人税等調整額	105,548	403,056
当期純利益		**585,303**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年３月１日から平成27年２月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
平成26年３月１日残高	643,642	633,642	633,642	7,535,756	7,535,756	△148,133	8,664,907	△1,283	△1,283	－	8,663,624
事業年度中の変動額											
新株の発行	1,096	1,096	1,096				2,192				2,192
剰余金の配当				△149,143	△149,143		△149,143				△149,143
当期純利益				585,303	585,303		585,303				585,303
自己株式の取得						△47	△47				△47
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								1,138	1,138	2,509	3,648
事業年度中の変動額合計	1,096	1,096	1,096	436,159	436,159	△47	438,304	1,138	1,138	2,509	441,952
平成27年２月28日残高	644,738	634,738	634,738	7,971,915	7,971,915	△148,181	9,103,211	△144	△144	2,509	9,105,576

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月22日

株式会社トライステージ
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　英　志　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　白　取　一　仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トライステージの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月22日

株式会社トライステージ
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　英　志　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　白　取　一　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トライステージの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月28日

株式会社トライステージ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　安島和夫　㊞

社外監査役　百合本安彦　㊞

社外監査役　藤井幹晴　㊞

以　上

参考書類

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案から第５号議案までは、会社提案によるものです。

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、業績、投資状況、財務状況を総合的に勘案した上で、柔軟な利益還元策を実施していく方針です。

この配当方針に基づき、第９期の期末配当につきましては、利益目標を大幅に超過したこと及び成長事業のための資金が十分にあることを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金71円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は530,353,315円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため２名増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	マルタ　アキオ 丸　田　昭　雄 （昭和44年１月22日生）	平成３年４月　株式会社大広入社 平成14年３月　株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年３月　当社代表取締役就任 平成18年12月　当社代表取締役COO就任 平成26年４月　メールカスタマーセンター株式会社取締役会長就任（現任） 平成26年５月　当社代表取締役会長就任（現任）（現在に至る） （担当） 会社経営全般 内部監査室　管掌 （重要な兼職の状況） メールカスタマーセンター株式会社　取締役会長	1,643,100株
2	セノオ　イサオ 妹　尾　　勲 （昭和35年９月25日生）	昭和58年４月　株式会社大広入社 平成14年３月　株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 平成18年３月　当社取締役就任 平成18年11月　当社代表取締役就任 平成18年12月　当社代表取締役CEO就任 平成24年11月　メールカスタマーセンター株式会社取締役会長就任 平成25年６月　株式会社トライズデジタルベース代表取締役就任 平成26年５月　当社取締役 社長執行役員就任（現任）（現在に至る） （担当） 会社経営及び業務執行全般 並びに人事部　管掌 （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	1,068,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	スズキ　ユウタロウ 鈴　木　雄太郎 (昭和50年９月３日生)	平成10年４月　株式会社大広入社 平成14年３月　株式会社ディー・クリエイト入社 平成18年４月　当社入社 平成20年５月　当社第３営業部 部長 平成23年３月　当社第１営業部 部長 平成24年５月　当社取締役就任 平成24年11月　メールカスタマーセンター株式会社 取締役就任（現任） 平成25年６月　株式会社トライズデジタルベース 取締役就任 平成26年５月　当社取締役 執行役員就任（現任） （現在に至る） (担当) 第１営業部、第２営業部、海外事業推進部及び営業企画部 管掌 (重要な兼職の状況) メールカスタマーセンター株式会社　取締役	10,500株
4	ノグチ　スグル 野　口　　卓 (昭和48年12月31日生)	平成10年４月　株式会社ノヴァ入社 平成12年10月　株式会社デジキューブ入社 平成13年６月　株式会社ビーエムビー・ドットコム（現 株式会社サミーネットワークス）入社 平成18年５月　株式会社ラムズ入社 平成19年１月　当社入社、管理部 部長 平成19年８月　当社経営管理部 部長 平成20年８月　公認会計士登録 平成24年５月　当社取締役就任 平成24年11月　メールカスタマーセンター株式会社 取締役就任 平成26年５月　当社取締役 執行役員就任（現任） 平成27年１月　ROSE STAGE CO.,LTD. Director就任（現任） （現在に至る） (担当) 経営管理部及び営業統括部　管掌 (重要な兼職の状況) ROSE STAGE CO.,LTD.　Director	10,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	マエダ　ミツアキ 前田　充章 （昭和40年11月７日生）	昭和63年４月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 平成15年10月　ぴあ株式会社入社 平成17年４月　フリービット株式会社入社 平成20年８月　株式会社ドリコム入社、上席執行役員事業本部長就任 平成20年10月　株式会社ドリコムマーケティング（現 グローバルパートナーズ株式会社）取締役就任 平成25年７月　当社入社、WEBビジネス推進室長 平成25年７月　株式会社トライズデジタルベース取締役就任 平成25年10月　当社マーケティング戦略室長 平成26年３月　当社商品企画部長兼事業戦略部長 平成26年５月　当社執行役員就任 平成26年５月　当社取締役 執行役員就任（現任）（現在に至る） （担当） コールセンター部、事業戦略部及びメディア部　管掌 （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	－株
6	カシマ　トシユキ 加島　敏幸 （昭和23年８月31日生）	昭和46年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成９年４月　住友銀行キャピタル・マーケット会社（現 SMBCキャピタル・マーケット会社）社長就任 平成15年７月　株式会社ロイヤルホテル入社、常務執行役員総合企画部長就任 平成16年６月　同社取締役就任 平成17年５月　同社常務取締役就任 平成18年６月　同社代表取締役専務取締役就任 平成21年４月　同社代表取締役副社長就任 平成22年６月　株式会社東京ロイヤルホテル代表取締役社長就任 平成24年５月　東西建築サービス株式会社非常勤監査役就任（現任） 平成26年５月　当社社外取締役就任（現任）（現在に至る） （担当） 該当事項はありません。 （重要な兼職の状況） 東西建築サービス株式会社　非常勤監査役	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	※ スギヤマ　ヒロタカ 杉　山　博　髙 (昭和29年３月30日生)	昭和52年４月　ソニー商事株式会社（現 SFIリーシング株式会社）入社 昭和58年６月　ソニー株式会社入社 平成17年３月　ソニースタイル・ジャパン株式会社（現 ソニーマーケティング株式会社）取締役就任 平成19年４月　同社代表取締役社長就任 平成20年10月　ソニーテクノクリエイト株式会社取締役副社長就任 平成21年３月　同社代表取締役社長就任 平成22年11月　フェリカネットワークス株式会社代表取締役社長就任（現在に至る） (担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	ー株
8	※ チュウジョウ　オサム 中　條　　宰 (昭和39年７月26日生)	昭和63年４月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 平成15年10月　ソネット・エムスリー株式会社（現 エムスリー株式会社）入社 平成17年５月　同社執行役員就任 平成17年６月　MediC&C取締役就任 平成19年６月　ソネット・エムスリー株式会社（現 エムスリー株式会社）取締役就任 平成21年12月　エムスリーキャリア株式会社代表取締役就任 平成26年12月　株式会社ヌプリ代表取締役就任（現任）（現在に至る） (担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 株式会社ヌプリ　代表取締役	ー株

（注）1．※印は新任候補者であります。
2．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3．加島敏幸氏、杉山博髙氏、中條宰氏は、社外取締役候補者であります。
4．（1）加島敏幸氏は、会社の社長などを歴任した経験を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営体制に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（2）杉山博髙氏は、会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、海外事業推進に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（3）中條宰氏は、会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、新規事業開発に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5．加島敏幸氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
6．当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第31条（損害賠償責任の一部免除）を定めております。本議案が承認可決され、加島敏幸氏が社外取締役として再任された場合、杉山博髙氏及び中條宰氏が選任された場合は、当社と同３名との間でそれぞれ責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
7．当社は、加島敏幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き届け出る予定であり、杉山博髙氏及び中條宰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化・充実を図るため監査役１名を増員し、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
※ 柳瀬（ヤナセ）　貞朝（サダトモ） （昭和23年８月５日生）	昭和47年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成13年９月　株式会社ノエビア 取締役営業本部長就任 平成18年１月　SMBCデリバリーサービス株式会社入社、営業担当顧問就任 平成18年６月　同社常務取締役就任 平成19年６月　同社専務取締役就任 平成24年６月　株式会社東京管理 常務取締役就任 （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	－株

（注）1．※印は新任候補者であります。
2．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3．柳瀬貞朝氏は、社外監査役候補者であります。
4．柳瀬貞朝氏は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を当社の監査体制に活かし、コーポレートガバナンス機能の強化を図るべく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5．当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第41条（損害賠償責任の一部免除）を定めております。本議案が承認可決され、柳瀬貞朝氏が社外監査役として選任された場合は、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
6．当社は、柳瀬貞朝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役５名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与47,524千円を支給することといたしたいと存じます。社外取締役１名については、支給いたしません。

なお、当社は、賞与を利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案のうえ決定しております。支給額については、報酬委員会を設置し、当該委員会の意見を受けて取締役会にて議案の決定を行っております。

第５号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、その額が確定していないため、取締役の金銭による報酬額とは別に、その内容及び算定方法について併せてご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権は当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としています。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を含みません。）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は６名（うち社外取締役は１名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役は３名）となり、ストックオプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役（社外取締役を含みます。）に対し2,400個が上限となります。

Ⅰ．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

Ⅱ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

１．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権2,400個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式240,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

２．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容

１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値の金額（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3．行使価額の調整

(1)割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$新規発行株式数 = \frac{(調整前行使価額 - 調整後行使価額) \times 分割前行使株式数}{調整後行使価額}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3)上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4．新株予約権を行使することができる期間

割当日後２年を経過した日から３年間

5．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7．新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（4）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（5）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記２.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記５.に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

（8）新株予約権の取得条項

上記７.に準じて決定する。

（9）その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9．新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10．その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

＜株主提案（第６号議案、第７号議案及び第８号議案）＞

第６号議案、第７号議案及び第８号議案は株主１名からのご提案によるものです。なお、当該提案株主の議決権数は、9,940個であります。

第６号議案　取締役１名選任の件

以下については、提案株主から提出された株主提案書に記載された内容に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

貴社の取締役を１名増員することとし、以下の取締役候補者を選任する。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
ハミルトン　コンプトン　スミス （昭和29年11月23日生）	平成元年６月　Nitta Gelatin NA,Inc. 社長 平成12年４月　Pacific World Telecom 社長 平成13年４月　Prospect Asset Management,Inc. 入社 取締役CFO 平成20年６月　株式会社アゼル 取締役 平成21年６月　Prospect Asset Management,Inc. 取締役CFO（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	－株

（注）取締役候補者ハミルトン　コンプトン　スミス氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

（提案の理由）

上記取締役候補者は、貴社大株主であるProspect Japan Fund Limited社に対して投資運用の助言を行っているProspect Asset Management,Inc.社の取締役及びCFOの役職についており、株主共同の利益を十分に考慮することが可能な視点から、貴社の事業運営に適正に携わることが可能な者であります。

＜本議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

会社提案の第２号議案は、現任の６名の取締役（うち社外取締役１名）に新たに独立性の高い社外取締役２名を加えた８名を取締役候補者とするものです。

これにより、当社の取締役会の体制については、これまでの社内取締役５名・社外取締役１名から社内取締役５名・社外取締役３名へと増員し、社外取締役の割合を３分の１以上確保することといたします。

このような体制は、独立社外取締役による監視・監督機能の強化を企図するもので、「コーポレートガバナンス・コード原案」に則った「攻めのガバナンス」を実現し、健全な企業価値の向上を可能とする当社にとって最良の経営体制であると確信しております。

他方で、第６号議案の取締役候補者は、大株主たる提案株主に対して投資運用の助言を行っているProspect Asset Management, Inc.社の取締役及びCFOの役職についているとのことであり、少数株主の皆様の利益を十分に考慮しつつ職務執行できるかについて疑義があります。

したがいまして、当社取締役会は、株主提案である第６号議案に反対いたします。

第７号議案　貴社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件

以下については、提案株主から提出された株主提案書に記載された内容に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

平成24年12月14日開催の取締役会において導入し、平成25年５月29日開催の貴社第７期定時株主総会の決議により一部改訂の上更新した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を廃止する。

（提案の理由）

上記買収防衛策に依存することなく、貴社は企業価値・株主共同の利益の向上のために、事業計画を推し進めており、昨今の買収防衛策に対する必ずしも肯定的ではない見方の存在、実際に株式の大量取得行為に対しては、金融商品取引法、会社法等の法令に基づいて適切な措置を講じることも可能として買収防衛策を廃止する上場企業も増加する等、貴社を取り巻く経営環境が変化しており、貴社の企業価値の向上を進める上で、買収防衛策を継続することの意義が相対的に低下していると考えます。

＜本議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止するとともに、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることが重要であると考えていることから、平成24年12月13日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入いたしました。そして、本買収防衛策は、平成25年５月29日開催の株主総会において、多数の株主の皆様からご承認を頂き、約３年間（平成25年５月29日開催の当社第７期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで）更新されております。

本議案は、こうした当社取締役会の考えに反するうえ、当社の多数の株主の皆様のご意思に反するものとも考えられることから、当社取締役会は、株主提案である第７号議案に反対いたします。

なお、ご提案株主様ご指摘のとおり、当社取締役会としては、本買収防衛策に依存することなく、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上のために、事業計画を推し進めてまいりたいと考えております。

第８号議案　剰余金処分の件

以下については、提案株主から提出された株主提案書に記載された内容に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

第９期の期末配当について、以下の通りとする。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金68円とする。

なお、この場合の配当総額は518,160,000円となる。

（提案の理由）

貴社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識されておりますが、貴社は平成26年11月30日現在、現預金のみで4,916,725,000円、受取手形や有価証券等も合わせた合計で11,615,402,000円に及ぶ多額の流動資産を有効に活用せず放置しているため、株価が本来の企業価値を反映していない結果となっております。

上記の提案にかかる配当総額は、現預金の約10％に留まり、利益剰余金の約７％弱であり、貴社の財務健全性を阻害するようなものではなく、提案株主の提案は、現実的かつ保守的な提案であり、むしろ積極的な内部留保の株主還元であると前向きに受け止められ、貴社の貴社内外に好影響を及ぼすものと考えております。

＜本議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

期末配当金について１株につき71円とする会社提案の第１号議案のほうが、１株あたり68円とする本議案より積極的な株主還元になることは明らかです。したがいまして、「積極的な株主還元」という観点からは、本議案は不必要であり、当社取締役会は、株主提案である第８号議案に反対いたします。

ついては、期末配当金につきましては会社提案の第１号議案のとおり、１株につき71円とさせて頂きたいと考えております。

以　上

第９期定時株主総会会場ご案内略図

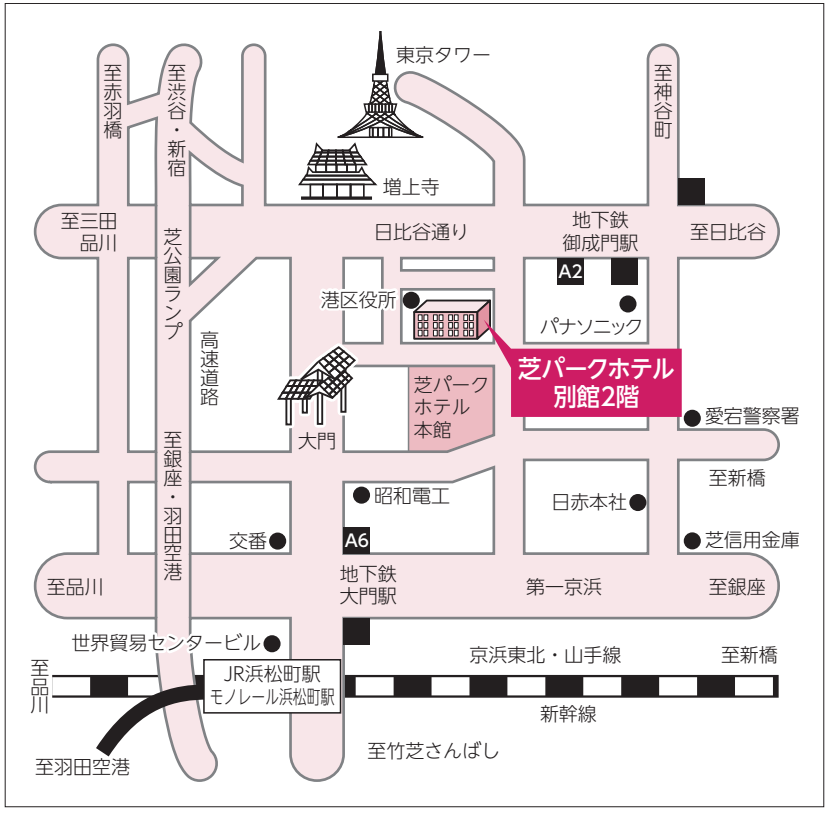
場所

東京都港区芝公園一丁目５番10号
芝パークホテル　別館　２階
ローズルーム
03-3433-4141（代表）

交通

- ●都営三田線「御成門駅」（A２出口）より徒歩３分
- ●都営浅草線・大江戸線「大門駅」（A６出口）より徒歩５分
- ●JR「浜松町駅」（北口）より徒歩10分

◎昨年度まで実施してまいりました、定時株主総会終了後の事業説明会及び株主懇親会は開催を見送らせていただきます。予めご了承くださいますようお願い申しあげます。



Tri-Stage
株式会社トライステージ
株式会社トライステージ
〒105-0022 東京都港区海岸一丁目２番20号

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。